

令和 7 年度浦添市子育て支援員研修

業務委託

委託契約書

委 託 契 約 書

浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 7 年度浦添市子育て支援員研修の実施に伴う業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、令和 7 年度浦添市子育て支援員研修（以下「委託事業」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

（委託事業の方法）

第 2 条 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託事業を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託業務の期間）

第 3 条 委託業務の期間は、契約を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 甲は、委託事業に対する委託料として、金 〇、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇、〇〇〇円）を乙に支払うものとする。

（進捗状況の報告等）

第 5 条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

（委託事業内容の変更）

第 6 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上この契約の内容を変更することができる。

- （1）賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- （2）天災その他の災害により著しい被害を受けたとき
- （3）本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- （4）行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を補償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画変更の承認)

第7条 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は別紙の経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（別紙の委託料内訳書で規定された各経費区分（別紙1から5までの区分をいう。）間の20%以内の流用）である場合
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合。

- 2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付することができる。

(危険負担)

第8条 委託事業の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(事業完了報告書)

第9条 乙は、事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託事業完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託事業完了報告書の提出を受けた日から10日以内までに事業完了の確認、検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

第10条 委託料は、前条第2項の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められたときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第 12 条 契約保証金は、浦添市契約規則第 6 条の規定による。

(委託事業の中止)

第 13 条 乙は、天変地異その他のやむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第 14 条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく契約を申出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していないもの

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与しているもの。

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながら、これらを利用している者

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 15 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人「下請が数次にわたるときには、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前項第 1 項第 4 号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

（乙による契約の解除）

第 16 条 乙は、甲がこの契約事項に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。
- 3 第 1 項の規定により契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（秘密の保持）

第 17 条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

- 2 乙は、本契約終了後においても、前項の責任を負う。
- 3 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

（著作権）

第 18 条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 19 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第 20 条 乙は、主たる業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請負させてはならない。
- 3 乙は、本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団等と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲は仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は、請負わせる場合は、この限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せたとき、当該第三者が排除対象者（第 14 条第 1 項第 4 号に該当する者）であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。
- 6 乙は、第 3 項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が前各号に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第 14 条第 2 項及び 3 項の規定を準用する。

（労働関係法令の遵守及び調査）

第 21 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（関係書類の整備）

第 22 条 乙は、委託業務にかかる収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

（疑義の協議）

第 23 条 この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 24 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 25 条 乙は、本契約に関して、暴力団等から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 乙は、第 20 条第 4 項により第三者に委任し、又は請負寄せたとき、当該第三者が暴力

団等から不当介入を受けた場合は、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約を締結を証するために、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年〇月〇〇日

甲	住所	沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
	氏名	浦添市長 松本 哲治 印

乙	住所
	氏名